

保育士配置基準の引上げによる保育士の増員及び処遇改善を求める意見書

保育現場では、それぞれの保育士が、未来を担う子供たちの健やかな育ちを願い、子供の発達を保障し、子育て家庭を支えるために、日々懸命に業務に取り組んでいる。

新型コロナウイルス感染症が拡大した際、休園する保育所が増えたことで、預け先がなく、出勤できない保護者の増加が問題となり、保育所の重要性は社会に広く認識されるに至った。しかし、感染対策を徹底しながら多くの業務をこなすには、現在の国の保育士配置基準は不十分であり、また、過重な労働環境に置かれる保育士は、精神的・肉体的な負担が大きいため、早期に離職してしまう者や、保育士資格を有しながら保育士としての就職を希望しない者も多く、保育士の確保と定着が喫緊の課題である。

こうした中、国は令和5年4月に「こども家庭庁」を設置し、今後、子育て支援策を充実し予算も倍増すると表明しており、現在、3歳児において、保育所等が国の定める要件を満たす保育士数を配置した場合には、保育士の賃金等の算定基準となる公定価格の加算措置を行っている。また、今回提案された「異次元の少子化対策」として、4、5歳児と1歳児の配置基準の見直しも加算措置の対応とした。

しかし、保育所において、子供の命と安全を守り、一人一人の子供に向き合えるようにするためには、保育士の増員は急務であり、配置基準の見直しは必須である。

よって、国におかれては、必要な保育関係予算を十分確保し、下記の事項を速やかに実施するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

- 1 保育士配置基準を引き上げ、保育士の増員を図ること。
- 2 公定価格を引き上げ、保育士等の処遇改善を図ること。

令和5年9月22日

一宮市議会

提出先

内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣 文部科学大臣 内閣府特命担当大臣
(少子化対策) 衆議院議長 参議院議長